

付 議 第 10 号

高知県立弓道場の指定管理者の指定に関する議案に係る 意見聴取に関する議案

平成24年12月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第5号の規定に基づき議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

（委任事務）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5） 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

第 号

高知県立弓道場の指定管理者の指定に関する議案

高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例（平成24年高知県条例第55号）第19条第2項の規定により、次のとおり指定管理者として指定する。

平成24年12月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施設の名称
高知県立弓道場
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市春野町芳原2485番地
財団法人高知県スポーツ振興財団
- 3 指定期間
平成25年4月1日から平成27年3月31日まで

高知県立弓道場の指定管理者の指定に関する議案説明

高知県立弓道場の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるものである。

高知県立弓道場の指定管理者の指定について

スポーツ健康教育課

1 施設概要

- ・名称 高知県立弓道場
- ・場所 高知市高埴12番1号（高知市弥右衛門公園内）
- ・施設内容 近的射場（12人立）、遠的射場（6人立）、会議室
- ・敷地面積 4,950㎡
- ・建築面積 1,630.55㎡

※現在建築中（平成24年度末完成予定）

2 指定管理者（直指定）

- ・業務内容 高知県立弓道場の管理運営業務
- ・直指定の理由

- ① 大会等により施設を専用利用する場合は、毎年1月に利用調整会を開催し、全体で開催日の調整を行っているが、現弓道場（武道館分館）と新弓道場を合わせて調整する必要があるため、両弓道場を一体管理することが望ましい。
- ② 両弓道場合わせての大会等の利用調整により、高校生の部活動や一般の利用者の利便性が図られ、弓道場の有効活用に繋がる。
- ③ 両弓道場を一体的に管理する体制や管理方法を取ることで、指定管理者職員の人件費の削減に繋がり、効率的な管理が期待できる。
- ④ 現弓道場の指定管理者は、平成24年度から3年間、（財）高知県スポーツ振興財団となっているので、新弓道場も同じ指定管理者に管理を任せることで、平成25～26年度の2年間で2施設の利用調整のノウハウや新弓道場の管理方法を確認させる。次期指定管理期間においては、県民体育館、武道館、現弓道場、新弓道場の4施設を併せて指定管理者を公募するが、その確立されたノウハウ等を次期指定管理者に引き継いで、現、新弓道場の有効活用、県民サービスの向上が図れるようにする。

3 指定しようとする団体

- ・団体名称 財団法人高知県スポーツ振興財団
- ・指定実績 県民体育館・武道館・現弓道場の指定管理者
（平成24年度から平成26年度まで）

4 管理代行料（委託料）

- ・総額（2年間の額） 40,596千円
- 年次別内訳

{	25年度	20,356千円
	26年度	20,240千円

○高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例

(平成24年10月16日条例第55号)

(設置)

第1条 弓道の振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与する施設として、高知県立弓道場(以下「弓道場」という。)を高知市に設置する。

(指定管理者による管理等)

第2条 弓道場の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、高知県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせるものとする。

2 前項の規定により指定管理者に弓道場の管理を行わせる場合においては、教育委員会は、指定管理者の指定を受けようとするものを公募するものとする。ただし、弓道場の適正な管理を確保するため公募を行わないことについて相当の理由がある場合は、教育委員会が適当であると認める法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

(指定管理者が行う業務)

第17条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第5条に規定する利用の許可等、第8条に規定する利用の許可の取消し等その他の利用の許可に関する業務
- (2) 第10条に規定する利用料金の收受、第12条に規定する利用料金の減免、第13条に規定する利用料金の還付その他の利用料金の徴収に関する業務
- (3) 弓道場の施設、設備等の維持管理に関する業務
- (4) 弓道の振興に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、弓道場の設置の目的を達成するために教育委員会が必要があると認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第18条 第2条第2項本文の規定により指定管理者の公募を行った場合において、同条第1項に規定する指定管理者の指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる業務(以下「業務」という。)に係る事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要なものとして教育委員会規則で定める書類

(指定管理者の指定等)

第 19 条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定するものとする。

- (1) 前条第 1 号の事業計画書(以下この項において「事業計画書」という。)による弓道場の管理が弓道場の公平な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が弓道場の効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有しており、又は確保することができるものであること。
- (4) 弓道場における県民の活動を理解し、及び支援することができるものであること。
- (5) 弓道場の設置の目的を理解し、県との連携が十分に図られるものであること。

2 教育委員会は、第 2 条第 2 項ただし書の規定に基づき又は前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

3 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地その他教育委員会規則で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を教育委員会に届け出なければならない。